

高圧以上お客さまの「標準メニュー」の見直しについて

2023年12月25日
九州電力株式会社

標準メニュー見直しの概要

- 当社は、2023年10月1日以降に需給開始となった高圧以上のお客さまを対象に、市場価格の変動を電気料金に反映する「市場価格調整」を導入した標準メニューを適用しております。
- このたび、2024年度以降の小売供給のための電源調達状況等を踏まえ、市場価格調整等の見直しを行うとともに、2024年4月以降、見直し後の標準メニューを高圧以上のすべてのお客さまに適用することとしました。

<見直しの概要>

① 市場価格調整の見直し

- ・ 小売供給のための電源調達状況等を踏まえ、市場価格調整の仕組みを見直します

② 燃料費調整の前提諸元の見直し

- ・ 最新の電源構成などを反映し、燃料費調整の前提諸元を見直します

③ 電力量料金単価の見直し

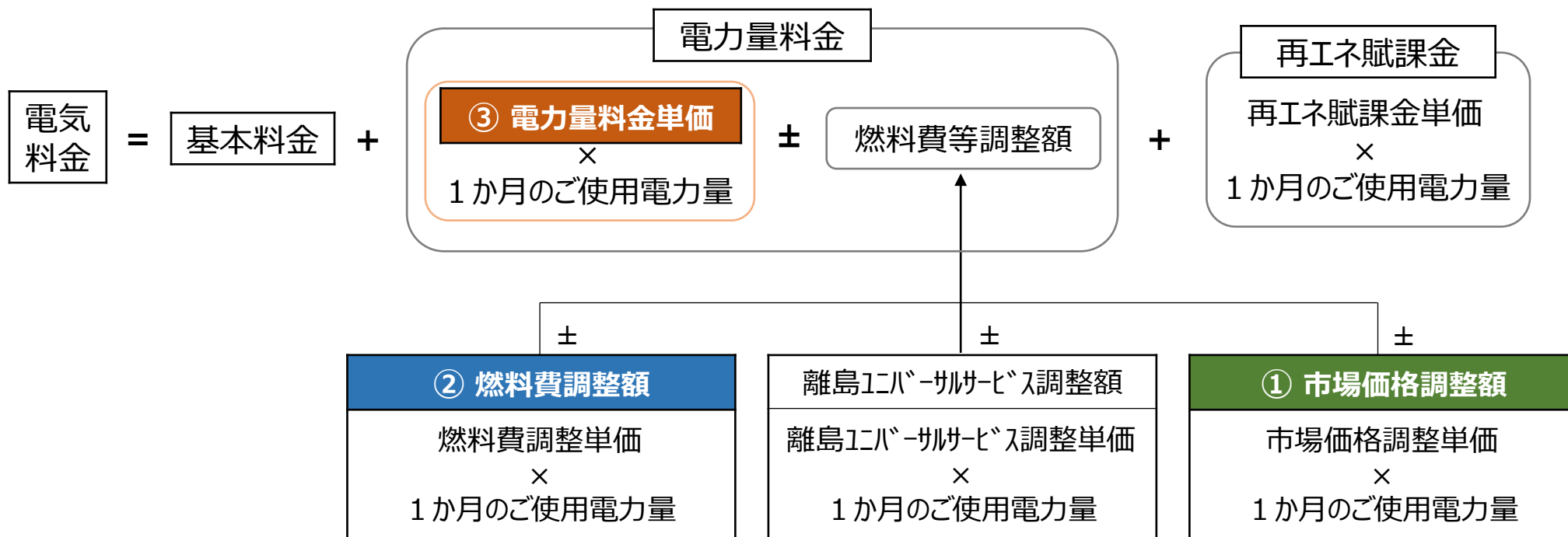
- ・ 燃料費調整の前提諸元の見直しに伴い、電力量料金単価を見直します

④ 季時別メニューの新規受付停止

- ・ 需給構造が大きく変化したことを踏まえ、新規受付を停止します

標準メニュー見直しの概要（今回の見直し箇所）

<見直し内容の全体像>



④ 新規受付停止のメニュー

「業務用季特別電力A」・「業務用季特別電力A-I」・「産業用季特別電力A」・「産業用季特別電力A-I」

標準メニュー見直しの概要（①市場価格調整の見直し）

- 「市場価格調整単価」は、毎月の平均市場価格が基準市場価格を上回る場合（または下回る場合）に限り、平均市場価格と基準市場価格との差額に、調整係数を乗じて算定いたします。なお、基準市場価格の範囲内では調整は行いません。
- 今回、「平均市場価格」の算定方法、「基準市場価格」、および「調整係数」について、以下のとおり見直します。

＜市場価格調整単価の算定方法＞

$$\text{市場価格調整単価} = \left(\begin{array}{c} \text{平均市場価格} \\ \text{[毎月変動]} \end{array} - \begin{array}{c} \text{基準市場価格} \\ \text{[調整の基準値]} \end{array} \right) \times \text{調整係数}$$

＜今回の見直し内容＞

項 目		現 行	今 回
平均市場価格の算定方法		全日(24時間)の 1か月単純平均値	全日・昼間の1か月単純 平均値を合成係数 ^{デルタ} δで加重 (δ1(全日)0～24時：0.4627 δ2(昼間)6～18時：0.5373)
基準市場価格 (円/kWh)		プラス調整基準：18.00 マイナス調整基準：6.00	プラス調整基準：13.00 マイナス調整基準：6.00
調整係数 (円/kWh)	高 圧	0.312	0.284
	特別高圧	0.307	0.278

- 現在、全日(24時間)の1か月単純平均値により定めている「平均市場価格」について、今後は、市場調達量に加えFIT制度による買取量も市場価格調整の対象とすることを考慮し、下記のとおり算定することとします。
- なお、平均市場価格の算定期間については、迅速に市場価格の変動を反映する観点から、現行のとおり、「21日～翌月の20日」までを「1か月」とし、約1か月半後の電気料金に反映します。

<平均市場価格の算定方法>

$$\text{平均市場価格} = \text{全日単価} \times \overset{\text{デルタ}}{\delta 1} + \text{昼間単価} \times \overset{\text{デルタ}}{\delta 2}$$

全日単価 = 卸電力取引所が公表する九州エリアにおける全日(24時間)のスポット市場価格の1か月単純平均値
(21日～翌月の20日までの全日単純平均値)

昼間単価 = 卸電力取引所が公表する九州エリアにおける毎日6時～18時までのスポット市場価格の1か月単純平均値
(21日～翌月の20日までの昼間単純平均値)

$\delta 1(\text{全日}) = 0.4627$
 $\delta 2(\text{昼間}) = 0.5373$

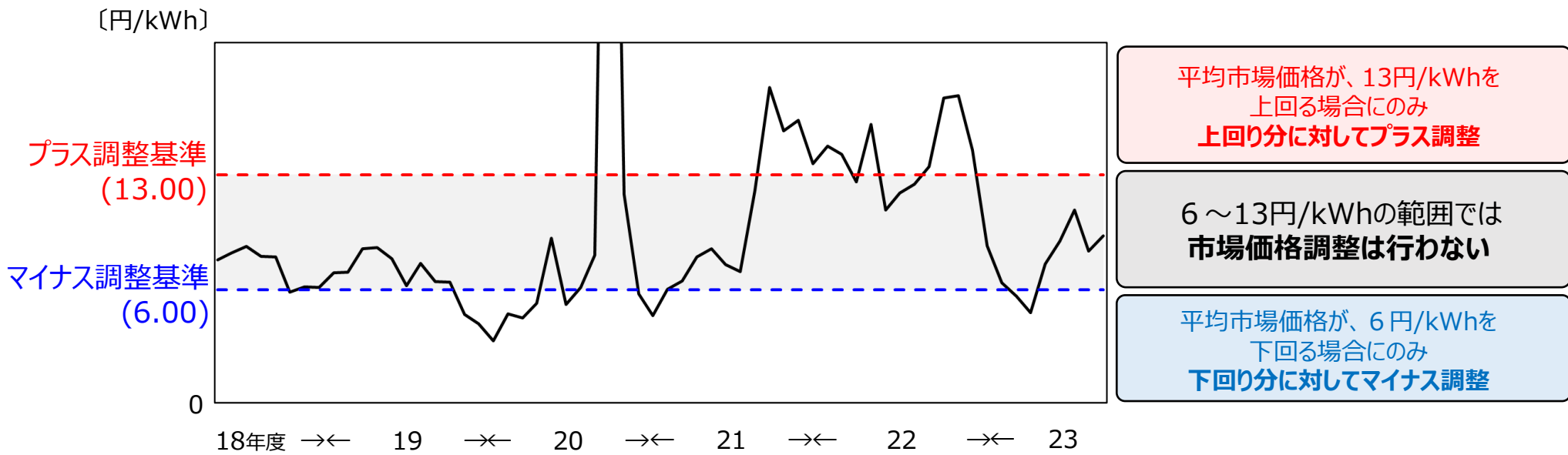
δ1・δ2は、市場調達量およびFIT制度による買取量における全日と昼間の電力量構成比です

<電気料金への反映スケジュールのイメージ> ※現行から変更なし

11月	12月	1月	2月	3月	4月
			市場価格調整 1か月平均 1/21～2/20	★単価お知らせ	4月分料金 に反映
				★単価お知らせ	
燃料費調整・離島二部-サルサーヒズ調整 3か月平均 11/1～1/31					

- 平均市場価格の算定方法の見直しに伴い、基準市場価格の設定についても見直しを実施します。
- 見直し後は、平均市場価格が基準市場価格（6～13円/kWh）の範囲では電気料金の調整は行わず、平均市場価格が13円/kWhを上回った場合はプラス調整、6円/kWhを下回った場合はマイナス調整を行います。

<平均市場価格の推移と調整範囲(過去5か年実績)>



○ 2023年度における「直近(パターン①)」「最安(②)」「最高(③)」それぞれの市場価格をもとにした市場価格調整単価は下表のとおりです。

〔算定条件〕

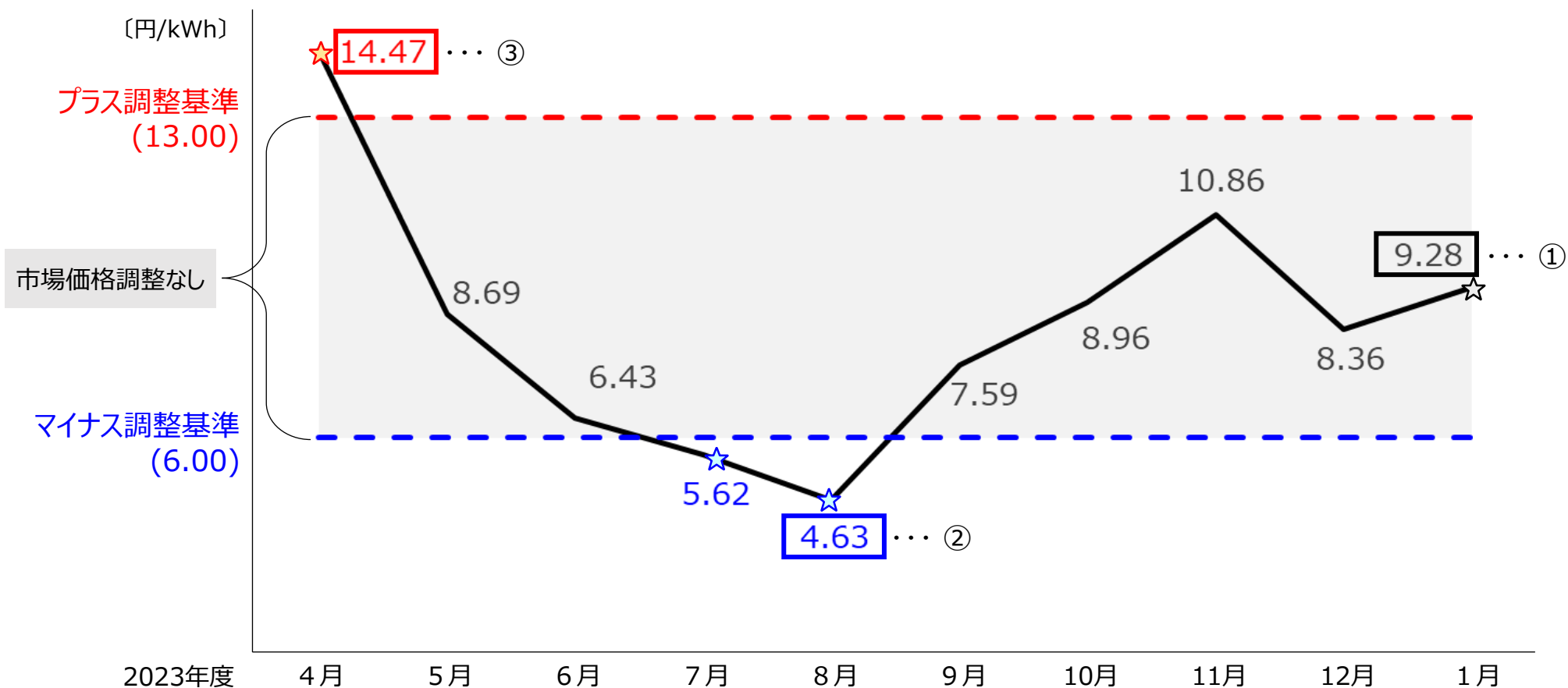
- | | |
|---|--|
| ① : 2023年10月21日 ~ 2023年11月20日の市場価格実績 (2024年1月分諸元) | 〔合成係数〕
δ1 (全日) : 0.4627
δ2 (昼間) : 0.5373 |
| ② : 2023年 5月21日 ~ 2023年 6月20日の市場価格実績 (2023年8月分諸元) | |
| ③ : 2023年 1月21日 ~ 2023年 2月20日の市場価格実績 (2023年4月分諸元) | |

〈見直し後の市場価格調整単価の変動イメージ〉

〔円/kWh〕

	算定諸元 (市場価格)	平均市場価格	市場価格調整単価	
			高 圧	特別高圧
①	全日単価 10.55	9.28 [全日単価*δ1+昼間単価*δ2]	— [調整なし]	— [調整なし]
	昼間単価 8.18			
②	全日単価 5.74	4.63 [全日単価*δ1+昼間単価*δ2]	▲ 0.39 [(4.63-6.00)*0.284]	▲ 0.38 [(4.63-6.00)*0.278]
	昼間単価 3.67			
③	全日単価 15.28	14.47 [全日単価*δ1+昼間単価*δ2]	+ 0.42 [(14.47-13.00)*0.284]	+ 0.41 [(14.47-13.00)*0.278]
	昼間単価 13.77			

(参考) 2023年度の平均市場価格(※)の推移



※2023年度の電気料金に適用となる市場価格実績を用いて、見直し後の算定方法により試算

標準メニュー見直しの概要（②燃料費調整の前提諸元の見直し）

- 「燃料費調整単価」は、平均燃料価格（原油・LNG・石炭の貿易統計価格と換算係数を用いて算定）が基準燃料価格を上回る場合（または下回る場合）、平均燃料価格と基準燃料価格との差額に、基準単価を乗じて算定いたします。
- 今回、最新の電源構成などを反映し、燃料費調整の前提諸元となる「基準燃料価格」、「基準単価」、および「換算係数」について、以下のとおり見直します。

<燃料費調整単価の算定方法>

$$\text{燃料費調整単価} = \left(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格} \right) \times \frac{\text{基準単価}}{1,000}$$

[毎月変動]
[調整の基準値]

<今回の見直し内容>

項 目		現 行	今 回
基準燃料価格 (円/kl)		27,400	46,100
基準単価 (円/kWh)	高 圧	0.130	0.098
	特別高圧	0.128	0.096
換算係数	α (原油)	0.0053	0.0028
	β (LNG)	0.1861	0.1819
	γ (石炭)	1.0757	1.0863

標準メニュー見直しの概要（③電力量料金単価の見直し）

- 燃料費調整の前提諸元の見直し前後で、お客さまのご負担が変わらないよう、電力量料金単価を見直します。
- 具体的には、「見直し前の電力量料金単価に、2024年1月分適用（2023年8～10月の平均燃料価格から算定）の燃料費調整単価を加算したもの」と「見直し後の電力量料金単価」が、公表時点において同水準となるよう、見直し後の電力量料金単価を設定します。平均燃料価格が基準となる算定期間（2023年8～10月）と同じ実績の場合、お客さまのご負担は変わりません。

<電力量料金単価の見直し>

見直し前の前提諸元で算定した2024年1月分適用（2023年8～10月の平均燃料価格から算定）の燃料費調整単価(※)

- ・高圧 +2.47円
- ・特別高圧 +2.43円

平均燃料価格が基準となる2023年8～10月と同じ実績の場合の燃料費調整単価

- ・高圧 ±0.00円
- ・特別高圧 ±0.00円

同水準

プラス調整の場合

マイナス調整の場合

【毎月変動】
市場価格調整
燃料費調整
離島エバーサービス調整

燃料費調整単価

見直し前の
電力量料金単価

見直し前

見直し後の
電力量料金単価

見直し後

見直し後の
電力量料金単価 (注)

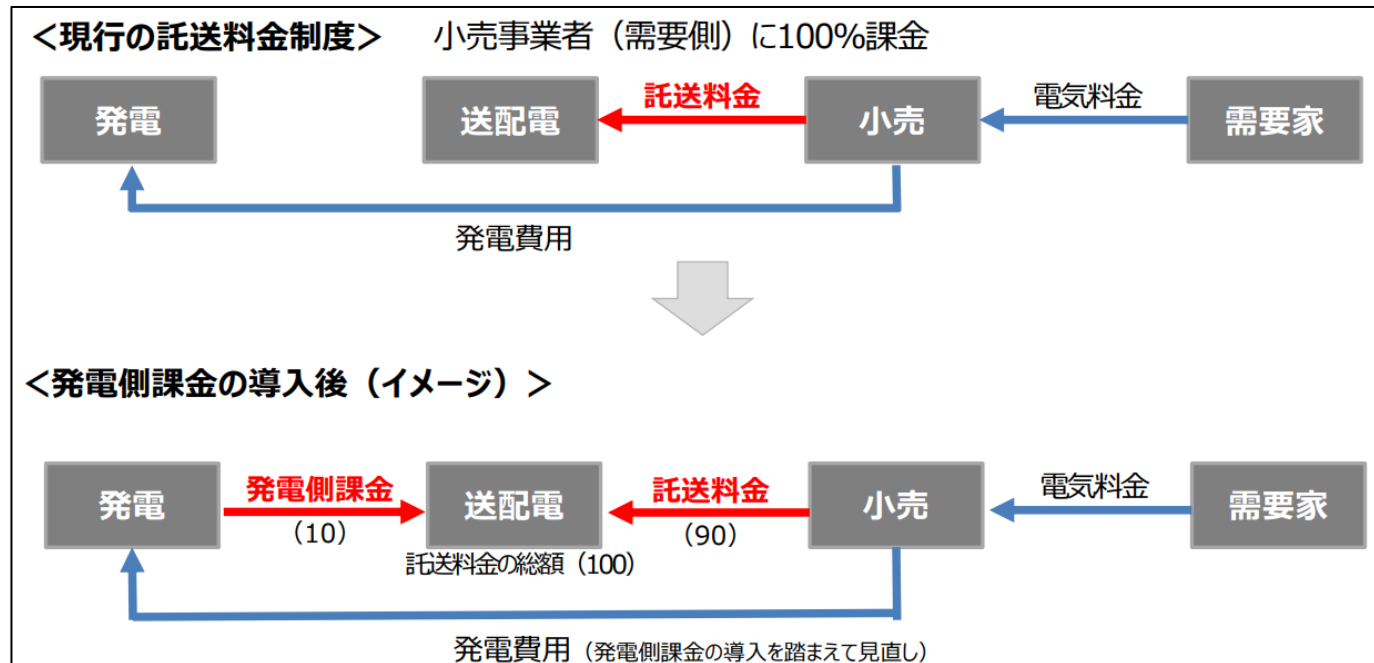
2024年4月以降

※ 国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による値引きを含まない

(注) 2024年4月1日からの託送料金の見直し内容を今後反映予定です。詳細はP10を参照ください。

- 2024年4月1日より、一般送配電事業者が定める託送料金について、新たな仕組みである「発電側課金制度」が導入されること等に伴い、見直しが予定されております。
- 「発電側課金制度」は、電力システムを効率的に利用するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うため、現在、小売電気事業者がすべて負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、系統利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とすることを目的に導入されます。
- 高圧以上の標準メニューについては、今回の見直しに加え、発電側課金の導入等を踏まえた託送料金の見直しについても反映する予定です。具体的な電気料金単価は、認可された託送料金の見直し内容を踏まえ、当社ホームページ等にて2月を目途にお知らせいたします。

<発電側課金制度の導入イメージ>



標準メニュー見直しの概要（④季時別メニューの新規受付停止）

- 季時別メニューは、「夜間需要の増加」・「負荷平準化」を目的として、夜間を割安に利用できるメニューとして提供しております。
- 昨今、太陽光発電等の導入が拡大するなど、当社の需給構造が大きく変化していることなどを踏まえ、新規の受付を停止します。

<季時別メニューの新規受付停止>

対象メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務用季時別電力A ・ 業務用季時別電力A- I ・ 産業用季時別電力A ・ 産業用季時別電力A- I
見直し時期	2023年12月25日以降、新規受付停止

（注）既に上記対象メニューでご契約のお客さまについては、現在のメニューを継続してご契約いただけます。

標準メニュー見直しの概要（見直し後標準メニューの適用時期について）

- 既に市場価格調整を適用しているお客さまについては、2024年4月の検針日以降に見直し後の標準メニューを適用いたします。（契約電力500kW未満のお客さま：5月分以降、500kW以上のお客さま：4月分以降）
- 現在、市場価格調整を適用していないお客さまについては、2024年5月以降、契約更新に合わせ順次見直し後の標準メニューを適用いたします。（契約更新日が検針日と異なる場合は、更新直後の検針日からの適用となります）
※契約更新後の新たな契約期間は、電気料金請求書等で個別に各お客さまにお知らせいたします。
- なお、託送料金の見直し（発電側課金制度の導入等）を踏まえた電気料金への反映については、2024年4月1日付で、すべてのお客さまに一齐に適用いたします。

<適用時期イメージ>

